「第４期ひとり親家庭等自立促進計画」関連事業に関する取組及び実績一覧

施策の柱１：子育て・生活の支援

ひとり親家庭等が社会的に孤立することがないよう、早い段階から育児、保育の援助や日常生活・緊急時のサポートを行うとともに、必要なサービスを適切に受けることができるよう、支援制度等の情報などが確実に届くように取り組みます。

ＮＯ	事業名	事業概要	令和７年度取組及び実績	担当課
1	ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「手助けのできる人（提供会員）」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	保育施設・児童クラブの送迎やその後の預かり、病児・病後児の預かりなどの利用延べ人数や会員数の増加のため、市公式LINEなど様々な媒体を使って事業に関する情報発信を行った。 【情報発信回数】12回 【利用延べ人数】2,701人	子育て支援課
2	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	児童の養育・保護（児童養護施設8か所、里親支援センター2か所に委託）を行った。 【利用者（延べ人数）】1,090人日 ＜内訳＞ 父子家庭　ショートステイ　80人日 トワイライトステイ　9人日 母子家庭　ショートステイ　860人日 トワイライトステイ　52人日 一般世帯　ショートステイ　72人日 トワイライトステイ　17人日	子育て支援課
3	児童クラブ運営事業	仕事などで昼間保護者がいない家庭の児童を放課後に預かり、遊びや生活の場を提供することによって、児童の健全育成を図る。	児童クラブ数及び入会児童数増加のため、児童クラブ室の整備や民間児童クラブへの助成を行った。 【児童クラブ数】143か所 【入会児童数】6,673人	こどもえがお課
4	延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、延長保育を行う保育所等に補助を行う。	開所時間を超えて30分以上の延長保育を行う私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所に補助を行った。 【補助金交付施設数】67施設 【延長保育人数】2,662人	保育・幼稚園課
5	一時預かり事業 （私立分）	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を受け入れる私立保育所等や、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施する私立幼稚園等に補助を行う。	対象の私立保育所・私立幼稚園に補助を行った。 【補助金交付施設数】101施設 【利用人数】189,924人	保育・幼稚園課

「第４期ひとり親家庭等自立促進計画」関連事業に関する取組及び実績一覧

施策の柱１：子育て・生活の支援

ひとり親家庭等が社会的に孤立することがないよう、早い段階から育児、保育の援助や日常生活・緊急時のサポートを行うとともに、必要なサービスを適切に受けることができるよう、支援制度等の情報などが確実に届くように取り組みます。

ＮＯ	事業名	事業概要	令和７年度取組及び実績	担当課
6	一時預かり事業 （公立分）	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を公立保育所等で受け入れる。	対象者を公立保育所等で受け入れた。 【受け入れ施設数】10施設 【利用人数】6,944人	保育・幼稚園課
7	こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口として、０歳から１８歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り添いながら迅速で的確に対応する。	悩みや不安を抱えているこどもや保護者、妊産婦に周知を行った。 受け付けた相談に対して、学校や医療機関等の関係機関と連携しながら丁寧に対応した。 【相談件数】4,676件	こども相談課
8	養育支援訪問事業	若年妊婦や、育児ストレス、産後に強い不安感や孤独感を抱えるなど様々な原因で養育支援が必要な家庭に、保健師、保育士などが訪問し、具体的な養育に関する指導や助言等を行う。	信頼関係や相談しやすい環境の構築、虐待の未然防止、早期発見のため、対象世帯へ訪問し、指導や助言を行い、早期対応した。 【訪問件数】4,564件	こども相談課
9	子育てひろば等支援事業 （こども食堂部分）	無料または低価格でこどもたちに食事を提供し、こどもたちが地域の人たちと交流しながら、安心して過ごせる居場所であるこども食堂に対し助成を行う。	こども食堂の運営に係る費用の一部を補助した。 【補助団体数】20団体	こどもえがお課
10	女性相談支援事業	DVをはじめ、女性のいろいろな悩みごとについての相談に応じ、関係機関を紹介するとともに、必要な指導を行う。	DVをはじめ、女性の様々な悩みについて相談に応じた。 要保護女性の早期発見に努め、関係機関を紹介する等の支援を行った。 【相談件数】2,343件	子育て支援課
11	要保護児童対策事業	支援対象児童等に対する適切な保護と支援を実施するため、関係機関との情報共有や協議などの連携体制の調整を行い、協働して児童虐待への対応及び家庭支援を行うことで、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るほか、児童虐待防止を強化するため啓発活動を行う。	要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議、進行管理会議ほか）を定期開催したほか、個別ケース検討会議を開催した。 また、関係機関と連携し、虐待や相談への対応及び食料や育児用品の提供等の家庭支援を行った。 【要保護児童対策地域協議会開催回数】10回 【個別ケース検討会議開催回数】117回	こども相談課

「第４期ひとり親家庭等自立促進計画」関連事業に関する取組及び実績一覧

施策の柱１：子育て・生活の支援

ひとり親家庭等が社会的に孤立することがないよう、早い段階から育児、保育の援助や日常生活・緊急時のサポートを行うとともに、必要なサービスを適切に受けることができるよう、支援制度等の情報などが確実に届くように取り組みます。

ＮＯ	事業名	事業概要	令和７年度取組及び実績	担当課
12	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、専門相談窓口を設け、相談対応や学校訪問を行うとともに、周知・啓発で認知度の向上に取り組み、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげる。	ヤングケアラー・コーディネーターによる定期的な関係機関訪問等を行い、ヤングケアラーの可能性がある気になるこどもを把握した。 学校等の関係機関と情報共有・連携により、支援が必要な家庭を必要な支援につなげた。 【学校等関係機関訪問回数】612回	こども相談課
13	児童育成支援拠点事業	養育環境等に配慮を要する学童期のこどもに、居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供などに加え、保護者への相談支援や関係機関の連絡調整を行う。	令和7年度に、放課後や長期休暇中の児童が安心安全に過ごせる拠点を設置（社会福祉法人コイノニア協会に委託）した。 保護者とも送迎時等に拠点での児童の様子を共有し、相談に応じるなど寄り添った支援を提供した。 【拠点設置日数】159日 【利用者の生活環境の改善及び自立に向けた支援人数】10人	こども相談課
14	市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。	一般世帯の入居収入基準額15万8千円に対し、子育て世帯の入居収入基準額を21万4千円に緩和。年3回行っている定期募集の際に、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯に対して、一般世帯より優先して抽選した。 【優先入居世帯数】32世帯（100世帯中）	住宅課
15	母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	母子生活支援施設に入所している母親に、母子支援員が定期的に面談等を実施した。 精神的なケアを要する世帯やDV被害等により保護が必要な世帯へ生活相談等の支援を行った。 【母子生活支援施設入所世帯数】9世帯（22名）	子育て支援課
16	ひとり親家庭等自立支援事業 （ひとり親家庭等日常生活支援事業）	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。	対象世帯に日常生活の支援者を派遣（公益社団法人松山市シルバー人材センターに委託）した。 【利用世帯数】6世帯 【利用延べ件数】28件（56時間）	子育て支援課
17	ひとり親家庭等自立支援事業 （母子・父子自立支援員等による相談の充実）	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・こどもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。	対象世帯に母子・父子自立支援員による生活・住居・こどもの養育や教育等の総合的な相談を行った。 【相談件数】1,812件	子育て支援課

「第４期ひとり親家庭等自立促進計画」関連事業に関する取組及び実績一覧

施策の柱１：子育て・生活の支援

ひとり親家庭等が社会的に孤立することがないよう、早い段階から育児、保育の援助や日常生活・緊急時のサポートを行うとともに、必要なサービスを適切に受けることができるよう、支援制度等の情報などが確実に届くように取り組みます。

ＮＯ	事業名	事業概要	令和７年度取組及び実績	担当課
18	ひとり親家庭等自立支援事業 （「ひとり親家庭のしおり」等を通じた情報提供）	「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口等で配布するとともに、市ホームページで各種制度の周知に努める。離婚届提出時に保険、年金、各手当等の受給手続きに漏れがないようチラシによる案内を行う。	ひとり親家庭の親が活用できる各種支援事業を情報を集約した「ひとり親家庭のしおり」を制作し、児童扶養手当の現況届や新規相談時など、窓口で支援制度を説明する際に活用した。 【配付部数】約7,500部	子育て支援課
19	女性相談支援事業 （関係機関・団体との連携強化）	必要に応じて、県や警察等の関係機関との連携による支援を行う。	DVをはじめ困難な問題を抱えた女性の支援のため、県や要保護児童対策地域協議会等が主催する研修会や警察等が主催する会議に参加した。 【会議等への参加回数】10回	子育て支援課
20	重層的支援体制整備事業	各相談支援機関の連携を強化し、世代や属性を問わない、より質の高い相談支援を行う。	既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑・複合化した支援ニーズがある事例に対し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を協議する会議を開催し、支援プランを作成した。 課題を抱えた世帯へのアウトリーチや、社会参加に対するニーズへのマッチングを行った。 【多機関協働事業での支援プラン作成回数】1回	長寿福祉課

「第４期ひとり親家庭等自立促進計画」関連事業に関する取組及び実績一覧

資料3

施策の柱２：就業支援

ひとり親家庭等の自立につながるよう、関係機関と連携しながら当事者の状況に応じた就労支援に取り組みます。

NO	事　　業	事業概要	令和７年度取組及び実績	担当課
21	雇用対策推進事業（若者等）	労働力を確保し、持続的な地域経済の活性化を図るため、若年者の職業能力開発・向上や求職者向けのリカレント教育など就労のための支援を実施する。	①職業訓練奨励金：公共職業訓練の受講生で一定要件を満たした若年者を対象に、訓練期間中の奨励金を支給した。 ②正規雇用奨励金：訓練奨励金認定者を正規雇用した事業所を対象に奨励金を支給した。 ③資格取得等助成金：資格取得や職業能力の開発・向上のために厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講・修了した求職者を対象に、受講に係る費用の一部を助成金として支給した。 ④キャリア教育推進事業補助金：キャリア教育活動を実施する法人等を対象に補助金を交付した。 なお、本事業は令和７年度で終了 【①認定数】15人 【②認定数】 4人 【③認定数】 0人（申請はR6で終了、R7は認定済1人の支払のみ） 【④認定数】 2法人	ふるさと納税・経営支援課
22	ひとり親家庭等自立支援事業（ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業）	児童扶養手当を受給している方等の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。	対象者に自立支援プログラムを策定した。 【プログラム策定件数】49件	子育て支援課
23	ひとり親家庭等自立支援事業（高等職業訓練促進給付金等支給事業）	国家資格等の専門的な資格取得を目指し、養成機関で６か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した修業環境を提供するために促進給付金等を支給する。	ひとり親家庭の親が6月以上養成機関に修業する場合に、修業期間(上限4年)において、高等職業訓練促進給付金を支給した。 また、講座を修了した対象者に、高等職業訓練修了支援給付金を支給した。 【高等職業訓練促進給付金支給人数】　42人 【高等職業訓練修了支援給付金支給人数】15人	子育て支援課
24	ひとり親家庭等自立支援事業（自立支援教育訓練給付金支給事業）	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。	雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を修了した対象者に、自立支援教育訓練給付金の支給を行った。 【自立支援教育訓練給付金支給人数】6人	子育て支援課
25	ひとり親家庭等自立支援事業（就業支援講習会等事業）	ひとり親家庭の親とその子及び寡婦を対象に、パソコン講習等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施する。	対象者にパソコン講座【MOS資格対策講座】を開催した。 なお、本事業は令和7年度で終了 【講座修了者数】7人	子育て支援課
26	ひとり親家庭等自立支援事業（高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業）	高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。	対象者に高等学校卒業程度認定試験の指定講座受講費用を助成した。 【受講開始時給付金支給人数】1人	子育て支援課

「第４期ひとり親家庭等自立促進計画」関連事業に関する取組及び実績一覧

資料3

施策の柱３：養育費の確保

養育費を確実に確保できるよう、養育費の取り決めや、親子交流等に係る相談支援を行うとともに、民法等の一部を改正する法律（令和６年法律第３３号）の内容を踏まえて必要な支援を検討します。

NO	事　　業	事業概要	令和７年度取組及び実績	担当課
27	ひとり親家庭等自立支援事業（専門相談員による相談の実施）	養育費の取り決めや確保、こどもの親子交流について、専門相談員による相談を実施する。	養育費確保等について、専門相談員や女性相談員が相談に応じたほか、離婚前後親支援相談会を２回開催した。 【専門相談員による相談件数】26件 【女性相談員による相談件数】52件 【離婚前後親支援相談会による相談組数】23組	子育て支援課
28	ひとり親家庭等自立支援事業（養育費に関する情報提供と広報・啓発活動）	養育費の取得手続きなどについて、情報提供をする。「ひとり親家庭のしおり」の配布等により、養育費の支払（取得）に関する啓発を行う。養育費について、相談から取得まで一貫した支援を行う。	市ホームページや「ひとり親家庭のしおり」に、弁護士による特別相談事業と専門相談員による養育費相談の窓口を掲載した。 また、女性相談員による情報提供を行った。 【広報手法数】3件	子育て支援課
29	ひとり親家庭等自立支援事業（親子交流に関する情報提供と広報・啓発活動）	こどもの立場からの親子交流について、広報・啓発をする。	市ホームページや「ひとり親家庭のしおり」に、弁護士による特別相談事業と専門相談員による養育費相談の窓口を掲載した。 また、女性相談員による情報提供を行った。 【広報手法数】3件	子育て支援課

「第４期ひとり親家庭等自立促進計画」関連事業に関する取組及び実績一覧

資料3

施策の柱４：経済的支援

必要な世帯への各種手当等の活用を促し、子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、こどもの学習支援など、様々な支援を組み合わせてその効果を高めます。

ＮＯ	事　　業	事業概要	令和７年度取組及び実績	担当課
30	ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する２０歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	所得税非課税世帯に通院・入院の保険診療による医療費の自己負担分を県市共同で助成するとともに、所得税課税世帯に対して市単独で助成した。 【受給資格証交付者数】12,810人	子育て支援課
31	ファミリー・サポート・センター運営等事業（利用料の助成に関する部分）	育児の「手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「手助けのできる人（提供会員）」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。周知活動により提供会員の確保に努めるとともに、利用料の助成により利用促進を図る。	ファミリー・サポート・センターの利用促進のため、1か月につき2時間30分まで無料になる利用助成券を配布した。ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯）や多胎児がいる世帯（双子・三つ子など）には上記に加えて利用助成券を配布した。 【利用助成券延べ利用件数】4,788件	子育て支援課
32	助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	認可助産施設（2か所）に入所した対象者に出産費用等を助成した。 【利用者数】32人 ＜内訳＞ 愛媛県立中央病院 4人 松山赤十字病院 28人	子育て支援課
33	小学校就学援助費（学用品費等）支給事業	経済的理由で就学が困難な児童の保護者に対して就学援助費を支給する。	公立小学校に在籍又は就学を予定している対象者からの申請に基づいて認定を行い、学用品費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費（入学準備金）などの就学援助費を支給した。 【就学援助費の支給者数】4,147人	学校教育課
34	中学校就学援助費（学用品費等）支給事業	経済的理由で就学が困難な生徒の保護者に対して就学援助費を支給する。	公立中学校（中等教育学校前期課程を含む。）に在籍又は就学を予定している対象者からの申請に基づいて認定を行い、学用品費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費（入学準備金）などの就学援助費を支給した。 【就学援助費の支給者数】2,300人	学校教育課

「第４期ひとり親家庭等自立促進計画」関連事業に関する取組及び実績一覧

資料3

施策の柱４：経済的支援

必要な世帯への各種手当等の活用を促し、子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、こどもの学習支援など、様々な支援を組み合わせてその効果を高めます。

NO	事　　業	事業概要	令和７年度取組及び実績	担当課
35	就学援助費（医療費）支給事業	学校教育法等に基づき、要保護・準要保護児童生徒の保護者を対象に、特定の疾病にかかる医療費の援助を行う。	対象者に医療券を配布した。 【医療券の使用枚数】16枚	保健体育課
36	就学援助費（学校給食費）支給事業	学校教育法等に基づき、準要保護児童生徒の保護者を対象に、学校給食費の援助を行う。	申請のあった対象者に給食費の援助を行った。 【支給延べ人数】56,855人	保健体育課
37	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	対象者に児童扶養手当を支給した。 【児童扶養手当受給者数】4,149人	子育て支援課
38	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、１２種類の貸付を行う。	対象者に各種貸付を行った。 【貸付件数】64件 ＜内訳＞ 修学資金　27件 就学支度資金　27件 修業資金　4件 転宅資金　3件 技能習得資金　2件 生活資金　1件 その他　0件	子育て支援課
39	ひとり親家庭等自立支援事業（こどもの学習支援事業：まつじゅく）	貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られないこどもに対し、学習習慣の定着と学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、こどもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行い、こどもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。	ひとり親世帯等（児童扶養手当受給世帯、非課税世帯）の小学5年生、6年生を対象に、市内5か所で「まつじゅく」を開催（株式会社トライグループに委託）した。 【参加者数】78名 ＜内訳＞ 5年生　37名 6年生　41名	子育て支援課

「第４期ひとり親家庭等自立促進計画」関連事業に関する取組及び実績一覧

資料3

施策の柱４：経済的支援

必要な世帯への各種手当等の活用を促し、子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、こどもの学習支援など、様々な支援を組み合わせてその効果を高めます。

NO	事　　業	事業概要	令和７年度取組及び実績	担当課
40	ひとり親家庭等自立支援事業（こどもの学習支援事業：土曜塾）	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。	ひとり親世帯等（児童扶養手当受給世帯、非課税世帯、生活保護世帯）の中学生を対象に、「土曜塾」（大学生サポーターによる個別学習の支援）を開催（青少年育成市民会議に委託）した。 令和7年度からは、新たに市内西部にも開設し、市内4か所へ拡充した。 【参加者数】149人 ＜内訳＞ 1年生　42名 2年生　56名 3年生　51名	子育て支援課
41	ひとり親家庭等自立支援事業（こどもの学習支援事業：土曜塾プラス）	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない高校生に対し、学力の向上を目的とした講座を実施し、進学を後押しして将来の進路選択を広げ、貧困の連鎖を断ち切る。	ひとり親世帯等（児童扶養手当受給世帯、非課税世帯、生活保護世帯）の高校生を対象に、「土曜塾プラス」（大学生サポーターによる個別学習の支援）を開催（青少年育成市民会議に委託）した。 【参加者数】86名 ＜内訳＞ 1年生　30名 2年生　21名 3年生　35名	子育て支援課
42	ひとり親家庭等自立支援事業（こどもの学習支援事業：模試費用、受験料支援）	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、児童扶養手当受給世帯や経済的に困っている世帯の高校３年生と中学３年生に対して、模試費用、受験料の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	「土曜塾」「土曜塾プラス」に参加する対象者に、大学受験料の補助や模試費用の補助を行った。 【補助件数】48件 ＜内訳＞ 大学等受験料　30件 模試費用（高3）17件 模試費用（中3）1件	子育て支援課